

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第四号

◆規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

◆公 告

◆公 告

◆公 告

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十五号)中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の緑町第八団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年二月二十四日とする。

鳥取県規則第五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

緑町第七	二三、七〇〇円
緑町第八	二三、一〇〇円

に改める。

附則

- この規則は、昭和五十六年二月二十四日から施行する。
- この規則の施行日の前日において現に緑町第一団地に入居している者で引き続き緑町第八団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十六年二月二十四日から同年三月三十一日まで	四、六〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日ま	九、二〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日ま	一三、九〇〇円
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日ま	一八、五〇〇円

鳥取県告示第百八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
高見医院	倉吉市宮川町一七六一一	昭和五十六年一月二十一日

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例附則第六項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

鳥取県告示第百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

昭和五十六年二月十九日	指定年月日	名 称	所 在 地
境港調剤薬局			
境港市東本町三〇一三			

鳥取県告示第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析結果の概要を、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事
平林鴻三

鳥取県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国府地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事
平
林
鴻

—

一
縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間

召和五十六年二月

三 縦覧に供する場所

卷之三

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、花見東郷地区第六工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第

五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 換地計画書の写し

三 縦覧に供する期間

四 縦覧に供する場所

東郷町役場

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

届出者

河内第二地区農道整備とほ場整備を一体とした事業	昭和五十五年九月三十日
福岡（久住谷）地区農道舗装事業	昭和五十五年十月三十一日

鳥取県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づく

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者

(第三種郵便物認可)

昭和56年2月24日 火曜日

鳥取県公報

き、八頭森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

縦覧に供する書類

一 縦覧に供する書類

- 1 八頭地域森林計画書
- 2 八頭地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び八頭地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

- 1 鳥取森林計画区及び倉吉森林計画区の地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図
- 2 鳥取森林計画区及び倉吉森林計画区の地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十四日

7 昭和56年2月24日 火曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県選舉管理委員会秘書長 関 部 正 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の八（次の図に示す部分に限る。）
一四二二の一〇、一四二二の一一

二 保安林として指定された田約

風害の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供すべし。）

施設の名称 所 在 地

文化会館 東伯郡東郷町大字久見田一四二の一

公 告

昭和56年2月6日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年2月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選舉管理委員会印

鳥取県選舉管理委員会印第九号

東郷町選舉管理委員会から、公職選舉法（昭和二十五年法律第四号）第一百六十二条第一項第三項に規定する個人演説会を開催するに必要な施設を次のとおり指定した上の報告があつたので、同条第四項の規定による。

昭和五十六年二月二十四日

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者	田 熊 宏 徳	前 田 耕 栄	谷 尾 清 司
	村 岡 健 志	岡 崎 秀 夫	長谷川 彰 一
	景 川 千 佳 子	桑 原 昭 夫	仲 田 良 文
	橋 信 友 治		
2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者	井 上 洋 子	平 井 和 美	小 林 正 紀
	米 山 明 美	河 上 博 一	吉 村 富 夫

吉福中徳梅石有長萩石福米古塚水吉門宅官小伊
広守治勉正彦夫守郎夫雄子二修稔優夫夫子章正
澄泰富稚晴新信幹由裕広豊輝真喜勢英達
田本瀬永寒破田戸原田本山谷田田脇野川畑達
山中山遠西田秋寺太河米遠栗稻森白福影吉島中
下村島根藤尾中本谷田本田藤原村田子田山野山田
道晃寿修孝太伸政順隆正一博久爲雅洋司
夫稔建一彦充一明志彦美子充政郎敏敬美護志彦司
西坂田和伊小高池国山村松杉高龜樺杉小小円重林
平口村田藤沢田本岡脇中本野多崎口村森原岡親原
通一治幸茂次洋稔久則芳夫信徹夫美夫志子子操薰
宏純竹寿庄文茂隆一博泰和照淳洋節